

1. 件 名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【24】
2. 日 時：令和3年11月24日 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、植木主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、服部(靖)安全審査専門職、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部担当部長（原子力管理）他21名

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（6条/51条）及び津波への配慮に関する説明書について、令和3年11月18日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基本設計方針】

工認記載適正化箇所の一覧表は、変更理由を明確にして説明すること。津波防護対象設備について、添付書類八にはクラス3設備の一部が津波に対してその機能を維持できる設計とするとの考え方が記載されているが、基本設計方針にはその記載がない理由を明確にして説明すること。

添付書類八には海域活断層上昇側最大ケースの津波について入力津波の検討対象とする旨記載されているが、基本設計方針にはそれが記載されていない理由を説明すること。

タービン補機海水ポンプ出口弁について、溢水に対する考え方を説明すること。

広域的な余効変動が津波による施設への安全性評価に影響を及ぼすことはないとしていた、設置変更許可段階での説明を削除した理由を説明すること。

浸水防止設備の隔離弁及びポンプについて、動的機能維持に係る方針を説明すること。

【津波への配慮に関する説明書（耐津波設計の基本方針、基準津波の概要、入力津波の設定）】

地震以外の要因（海底地滑り、陸上地滑り、岩盤崩壊、火山現象）による津波について、評価水位を説明すること。

基準地震動の震源と基準津波の波源が異なる場合に地震力と津波荷重を組み合わせない方針について、地震動と同時に津波が敷地に到達しないと評価した根拠が明確となるように説明すること。

遡上解析におけるパラメータによる影響として考慮する地震による地盤変状について、設置変更許可段階の審査で説明した代表の解析断面及び基準地震動以外の条件を用いた評価結果を説明すること。

（３）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし